

受付	個人質問	第	号
	令和 年 月 日	時	分

一般質問＜個人＞発言通告書

令和5年2月13日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 ささせ順子

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質問事項及び要旨	備考
1	<p>市民生活に寄り添う物価高騰対策について</p> <p>本市は令和3年度の市民の平均所得額が全国1,718市町村のうち24位となり、数々の自治体ランキングで「豊かなまち」との評価を受けている。</p> <p>しかし、コロナ禍以降、節約に努める市民からは、家計負担の増大による生活への疲れや将来不安、公営住宅への転居などの相談が相次いでいる。</p> <p>物価の高騰が続く中で給与は上がらず、「豊かなまち」を実感している市民は一部の人々だけではないか。年収や課税所得などから導き出された豊かさだけでなく、生活実態にも目を向け、市民が「住みよいまち」と評価する、真の豊かなまちの実現に向け、物価高騰対策を求め質問する。</p> <p>(1) 物価高騰による市民生活への影響をどのように捉えているか。</p> <p>(2) 市独自の新たな物価高騰対策を講ずる考えはあるか。</p> <p>(3) 子ども食堂など、市民に食を提供する団体を支援し、多様な世代の食生活を支えないか。</p> <p>(4) 非課税世帯や生活保護対象外の低所得者に対する居住支援制度を設けないか。</p>	
2	<p>手話言語条例の制定について</p> <p>手話は手指や体の動き、表情を用いて物の名前や意思などを視覚的に表現するもので、聴覚障がいのあるろう者と、ろ</p>	

	<p>う者以外の方がコミュニケーションを図り、お互いを理解し合うために受け継がれてきた大切な言語である。</p> <p>ろう者の多くは手話言語を使って物事を考え、知識を蓄え、文化を創造していることから、社会全体で「手話は言語」であることを認識し、手話に対する理解が正しく普及する環境の構築が求められている。</p> <p>手話を必要とする方の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現するため、手話言語条例の制定に向けた市の考えを伺う。</p> <p>(1) 障害者総合支援法に基づき市が行う手話通訳者や要約筆記者等の養成、派遣事業の現状はどのようなか。</p> <p>(2) 手話を言語として規定し、普及・啓発を図る手話言語条例を制定しないか。</p>	
3	<p>投票しやすい環境整備について</p> <p>不在者投票のうち、住民票を地元に残したまま進学や就職、単身赴任などで別の地域に滞在している方が滞在先で投票する場合に、投票用紙の請求をマイナンバーカードを使ってオンライン申請することができ、総務省が積極的な実施を求めている。市民の状況に合わせた投票の負担軽減策について伺う。</p> <p>(1) 本市の不在者投票の方法と、利用状況はどのようなか。</p> <p>(2) マイナポータルを活用した不在者投票用紙のオンライン請求の導入について考えはどのようなか。</p> <p>(3) 投票に際し、必要な支援を事前に記入できる「選挙支援カード」を導入しないか。</p>	